

# 回 覧

令和3年3月1日

恵み野西町内会  
会員の皆様へ

恵み野西町内会  
会 長 武藤 光一  
防災部長 宮崎 武久

## 防災マニュアルの周知について

平素、町内会活動に参加いただき衷心よりお礼申し上げます。

つきましては、西町内会の防災活動の充実を図るため、町内会役員で防災部のみならず他の部の役員も含めワーキンググループを結成し、約一年に及ぶ議論を重ね本年1月に「防災マニュアル」を作成し、今回皆様に周知することとなりました。

このマニュアルは、災害発生時に実効性のあるものにするため、災害発生時の活動や平常時に必要な活動を検討し、これらの基本的行動指針として纏めました。

今後はこの防災マニュアルを基本に、町内会役員で様々な議論を更に深めると共に、会員の皆様には適宜訓練等の計画をお示しし、防災活動の重要性をご理解いただくと同時に、防災活動の担い手となって頂くよう活動を進めていきたいと存じます。

また、過日行われました定例総会（書面）の間でも皆様方から防災に関する要望も出されています。要望につきましては出来るだけ早い時期に実施出来るよう準備を進めています。

以上

# 防災マニュアル

令和3年1月

はじめに～ 災害発生時に実効性のあるものとするため、まず、「不可欠とされる活動」を検討し、  
そのために必要な「平常時の活動」を念頭に置いて作成

## 第1部 総論

### 1.基本方針

恵み野西町内会の防災活動は、地震・風水害等の発生時における地域住民の被害を  
最小限にとどめること（減災）を目的に、平常時、必要な活動を行うものとする。

### 2.活動目標

- (1) 災害時、区長・班長及び福祉委員等、町内会組織全体を生かした取り組みを行う。  
その際、地域住民の総力をあげた協力体制が必須となる。
- (2) 災害発生時、「避難行動要支援者」など、支援を必要とする住民に対し、安否確認  
及び必要な避難行動の支援を行う。
- (3) 速やかな被害状況の把握に努める。
- (4) 「収容避難所」が開設された場合、その運営に協力支援を行う。
- (5) 多くの人々が「在宅避難者」となることが予想され、それら「在宅避難者」から支援  
の申し出があった場合は支援を配慮する。
- (6) 会員への教育訓練活動に取り組む。
- (7) 防災資機材の整備を行う。

### 3.防災組織

恵み野西町内会の防災組織は、区長を含めた町内会役員で組織するものとし、必要に  
応じて班長・福祉委員等の協力を求め、町内会組織全体で取り組むものとする。

## 第2部 災害発生時に必要とされる活動

### 1.災害発生当初の活動

- (1) 災害対策本部の設置と町内会役員の参集

#### ア. 地震災害

1. 震度5弱以上の地震が発生した場合、町内会役員（除く区長）は町内会館に  
自動的に参集する。

2. 会長を本部長とする「災害対策本部」を西町内会館に設置する。

3. 「災害対策本部」に以下の対策班を設ける。

総務班・・・関係部署並びに各班との連絡調整、事務局業務

安否支援班・・・支援を必要とする住民への安否確認、避難行動支援

情報広報班・・・被災状況の把握、情報の収集と住民への伝達

避難所準備班・・・「収容避難所」開設に向けた準備

その他必要に応じて班を構成する

4. 「収容避難所」が開設される場合は、指定された収容避難所に活動拠点を移す。

イ. 地震以外の災害（風水害・大雪など）

地震以外の災害については、町内会4役・防災部部长が協議し、状況に応じて

「災害対策本部」を設置する。

ウ. 区長・班長への協力要請は、別途「対策本部」より行うものとする。

(2) 支援を必要とする住民への安否確認と避難行動を支援する。

「避難行動要支援者」、高齢独居者、高齢2人夫婦など、避難行動に支援を必要とする住民に対し、安否確認と避難行動支援を行う。

(3) 被害状況の把握

ア. 町内会に参集する役員は、近隣の建物・人的被災の状況を概観し、「対策本部」に被災状況を報告する。

イ. 詳細な被害状況が必要な場合は、被害の状況を速やかに把握するよう努める。

(4) 関係機関との連携及び情報収集

ア. 恵庭市災害対策本部及び消防署と連携を図り、被災状況等の情報収集に努める。

イ. 収集された情報は、必要に応じて町内会員に提供する。

(5) 「収容避難所」の開設準備

「収容避難所」の開設が予想される場合には、必要な資機材の搬入など開設に向けた準備を行う。

## 2. 「収容避難所」開設後の活動

(1) 「収容避難所」の開設をいち早く確認し、住民に周知する。

(2) 「収容避難所」の運営に関しては、恵庭市作成の「避難所運営マニュアル」に則って活動することとする。

### 第3部 平常時の活動

防災は災害が発生した時点では既に遅い、「減災」を目指すには平常時の活動が最も大切なことになる。

#### (1) 町内の状況の把握

避難行動要支援者、高齢独居者、高齢2人夫婦、その他支援を必要とする人を定期的に把握する方法の確立を目指す。

#### (2) 上記、要支援者との日常的な情報交換

#### (3) 災害の想定及び被災を予測するハザードマップの作成

#### (4) 防災意識の普及・啓発

ア. 地震など災害に関する知識の普及

イ. 会員に対する防災情報の提供

#### (5) 防災活動訓練

ア. 災害対策本部立ち上げ・初動訓練

イ. 避難行動要支援者の支援訓練

ウ. 被害状況把握・伝達訓練及びその対応訓練

エ. 収容避難所運営訓練

オ. 発電機稼働習熟訓練

カ. トランシーバー操作習熟訓練

キ. 災害用伝言ダイヤル習熟訓練

ク. 炊き出し訓練

ケ. その他必要な訓練

#### (6) 防災資機材の確保

防災資機材は、「個人」及び「恵庭市」が備蓄すべき資機材とは別に、町内会で必要とする資機材を準備する。。

#### (7) 「収容避難所」開設前に準備すべき事柄

受付場所・避難者の居住区・通路・支援物資の留置場所・運営本部等の場所等、いち早く避難者を居住させるための事前に準備すべき課題に取り組む。

以上